【商品概要説明書】

財形住宅預金　　［2015 年 1 月 28 日現在］

１．商品名	財形住宅預金
２．ご利用 いただける方	満 55 歳未満の個人（当行と財形貯蓄契約を締結している事業所の勤労者に限る） お一人さま 1 契約のみ（他金融機関を含む）
３．期間	原則 5 年以上
４．預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	 給与・賞与等からの天引き預入 1,000 円以上 1 円単位
５．払戻方法	・適格払出事由（注）による払戻の場合 住宅取得後 1 回の払戻もしくは、取得前後の 2 回の払戻が可能です。ただし、住宅取得前の払戻可能額は「積立額の 90%」もしくは「住宅取得・増改築に要する費用の額」のいずれか低い金額を上限とします。払戻の際には、住宅取得もしくは増改築に関する所定の確認書類が必要です。 （その他にも払戻可能額、払戻日には制限があります。） ・適格払出事由（注）以外による払戻の場合 課税扱での解約となります。またその場合、原則非課税で支払済の利息についても、払戻日より 5 年遡って国税 15.315%、地方税 5%が源泉分離課税されます。
６．利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）課税方法 （5）金利情報の 入手方法	 各預入時における預入期間別店頭表示利率（1 年以上 2 年未満、2 年以上）を預入期間に応じて満期日まで適用し、満期日時点の新しい利率で自動継続されます。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を 1 円として、1 年を 365 日とする日割りにより計算します（1 年複利）。 財形年金預金と合算して元利金合わせて 550 万円まで非課税となります。ただし、元利金合計額が非課税枠を超過すると、発生する利息がすべて課税扱となります。 （国税 15.315%、地方税 5%が源泉分離課税されます。） 店頭の金利表示ボードに表示しています。
７．手数料	――――――――――――――
８．付加できる 特約事項	――――――――――――――
９．中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 預入期間 6 ヵ月未満の場合　　：解約日における普通預金利率 預入期間 6 ヵ月以上 1 年未満の場合：約定利率（2 年以上の利率）×40% （小数点第 3 位以下切捨て）
10．その他参考 となる事項	・2 年以上積立を中断した場合は、課税扱での解約となります。またその場合、原則非課税で支払済の利息についても、払戻日より 5 年遡って国税 15.315%、地方税 5%が源泉分離課税されます。 ・この預金は預金保険の対象となり、同保険の範囲内で保護されます。
11．当行が契約 している指定 紛争解決機関	当行は、一般社団法人 全国銀行協会を利用することにより、苦情および紛争の解決を図ります。 一般社団法人 全国銀行協会 連 絡 先　　全国銀行協会相談室 電話番号　　0570 - 017109　　または　　03 - 5252 - 3772
注）適格払出事由	「自己の持家としての住宅の取得あるいは自己の持家の増改築目的の場合」のことです。 住宅取得あるいは増改築の対象は、自宅の新築、購入、築後 20 年以内（耐火構造 25 年以内）または地震に対する一定の安全基準を満たす中古住宅の取得、費用 75 万円超の増改築等とされており、土地・セカンドハウスの取得は対象外です。 （その他にも住宅取得あるいは増改築の対象には制限があります。）